

# 国際税務

## QI/FATCA/CRS 関連情報

### 【要至急対応】2019～2020 年度期限後申告に伴う加算税及びその他ペナルティーに関する救済措置

2022 年 9 月 2 日

2022 年 8 月 24 日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）によって 2019 及び 2020 課税年度に係る期限後申告に課される加算税及びその他特定のペナルティー（以下「加算税等」）についての救済措置（[Notice 2022-36](#)）が公表された。

免除要件：

- (i) 2019 及び 2020 課税年度に係る申告書で、かつ同救済措置の対象となる申告書であること
- (ii) 2022 年 9 月 30 日までに申告書が提出されること

本救済措置を受けるための申請は不要であり、上記の要件を満たす加算税等は自動的に免除されるため、提出済みの申告書に関して加算税等が課されていた場合には、IRS によって自動的に当該加算税等の還付又は翌課税年度への繰越し処理が実施されることとなる。一方で、現時点において未申告となっている申告書については本救済措置の対象とならないため、早急（2022 年 9 月 30 日まで）に申告書を提出することが必要となる。なお、本救済措置の大半は 9 月中に処理されることが見込まれるため、対象者は今後 IRS から送付される通知についても入念に内容を確認することが推奨される。

#### 1. 背景

米国税務上は期限後申告に対して様々な加算税等が課されるが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、2019 及び 2020 課税年度について納付期限や申告期限の延長が行われきた。しかしながら、延長後の期限までに申告書が提出できなかった納税者も多数存在し、加算税等の対象となっていた。

#### 2. 免除の対象となる主な申告書及び様式

Form 1040 U.S. Individual Income Tax Return
Form 1040-C, U.S. Departing Alien Income Tax Return
Form 1040-NR, U.S. Nonresident Alien Income Tax Return
Form 1040-NR-EZ, U.S. Income Tax Return for Certain Nonresident Aliens With No Dependents
Form 1040 (PR), Federal Self-Employment Contribution Statement for Residents of Puerto Rico
Form 1040-SR, U.S. Tax Return for Seniors
Form 1040-SS, U.S. Self-Employment Tax Return
Form 1041, U.S. Income Tax Return for Estates and Trusts
Form 1041-N, U.S. Income Tax Return for Electing Alaska Native Settlement Trusts
Form 1041-QFT, U.S. Income Tax Return for Qualified Funeral Trusts
Form 1120, U.S. Corporation Income Tax Return
Form 1120-C, U.S. Income Tax Return for Cooperative Associations
Form 1120-F, U.S. Income Tax Return of a Foreign Corporation
Form 1120-FSC, U.S. Income Tax Return of a Foreign Sales Corporation
Form 1120-H, U.S. Income Tax Return for Homeowners Associations
Form 1120-L, U.S. Life Insurance Company Income Tax Return

Form 1120-ND, Return for Nuclear Decommissioning Funds and Certain Related Persons
Form 1120-PC, U.S. Property and Casualty Insurance Company Income Tax Return
Form 1120-POL, U.S. Income Tax Return for Certain Political Organizations
Form 1120-REIT, U.S. Income Tax Return for Real Estate Investment Trusts
Form 1120-RIC, U.S. Income Tax Return for Regulated Investment Companies
Form 1120-SF, U.S. Income Tax Return for Settlement Funds (Under Section 468B)
Form 1066, U.S. Real Estate Mortgage Investment Conduit (REMIC) Income Tax Return
Form 990-PF, Return of Private Foundation or Section 4947(a)(1) Trust Treated as Private Foundation
Form 990-T, Exempt Organization Business Income Tax Return (and Proxy Tax Under Section 6033(e))
Form 5471, Information Return of U.S. Persons With Respect To Certain Foreign Corporations
Form 5472, Information Return of a 25% Foreign-Owned U.S. Corporation or a Foreign Corporation Engaged in a U.S. Trade or Business,
Form 3520, Annual Return To Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt of Certain Foreign Gifts
Form 3520-A, Annual Information Return of Foreign Trust With a U.S. Owner (Under section 6048(b))
Form 1065, U.S. Return of Partnership Income
Form 1120-S, U.S. Income Tax Return for an S corporation

特に関連会社間取引等に関する開示様式（Form 5472）は多くの日系企業がその申告対象となっているが、同様式の期限後申告には、取引相手一社につき25,000ドルのペナルティーが課される。通常同様式は法人税申告書に添付して提出するため、法人税申告書が期限後に提出される場合には、仮に赤字年度の申告であっても多額のペナルティーが課される場合も多い。未開示の関連者間取引（法人税申告書自体の未申告も含む）がある納税者は、9月末までに申告を行うことで当該ペナルティーの回避が可能のため、速やかに対応することが推奨される。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp</a>
パートナー	平山 伊知郎	<a href="mailto:ichiro.hirayama@tohmatsumo.co.jp">ichiro.hirayama@tohmatsumo.co.jp</a>
マネージングディレクター	竹内 洋人	<a href="mailto:hiroto.takeuchi@tohmatsumo.co.jp">hiroto.takeuchi@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp">naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	倉本 光恵	<a href="mailto:mitsue.kuramoto@tohmatsumo.co.jp">mitsue.kuramoto@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohmatsumo.co.jp">hisayuki.igarashi@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp">junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	栗原 義明	<a href="mailto:yoshiaki.kurihara@tohmatsumo.co.jp">yoshiaki.kurihara@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	高橋 英絵	<a href="mailto:hanae.takahashi@tohmatsumo.co.jp">hanae.takahashi@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	Lee Jiseon (イジソン)	<a href="mailto:jiseon.lee@tohmatsumo.co.jp">jiseon.lee@tohmatsumo.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatsumo.co.jp">tax.cs@tohmatsumo.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービスを提供していません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家からのアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001